

# 令和6年度市民・企業向け現場等説明会

## 次 第

と き：令和6年9月20日（金）11：00～

と ころ：二戸地区合同庁舎3階 機能訓練室（午前）  
県境不法投棄現場（午後）

1 開 会

2 挨 拶

3 県境不法投棄現場土地の跡地処分に関する説明

（1）県境不法投棄事案の概要と跡地処分について（資料1）

（2）県境不法投棄現場及び周辺の岩手県差押土地と残存物について（資料2）

（3）水質モニタリング結果について（資料3）

<不法投棄現場へ各自移動>

4 県境不法投棄現場における現地説明（14：00～）

5 閉 会

## 県境不法投棄事案の概要と跡地処分について

県で差し押さえている不法投棄現場の土地については、今後処分することとしております。県境不法投棄事案の概要、処分する土地の現状や周辺の土地利用状況等については以下のとおりです。

### 1 県境不法投棄事案の概要について

- (1) 平成 11 年 11 月、岩手・青森両県警の合同捜査により青森県の産業廃棄物処理業者らが、二戸市と青森県田子町に跨る土地に産業廃棄物を不法投棄していたことが判明。
- (2) 平成 14 年 10 月、本県は原状回復事業に着手。学識経験者及び地元住民等で組織する原状回復対策協議会（齋藤徳美委員長）において合意形成を図りながら、不法投棄廃棄物の撤去及び汚染土壌・地下水対策等対策を行ってきた。

区 分	二戸市	青森県田子町	計
土地面積 (ha)	16	11	27
不法投棄総量 (万トン)	35	115	150

- (3) 令和 5 年 2 月 4 日（土）開催の第 87 回原状回復対策協議会において、「原状回復宣言」が発出されたところ。

※動画を視聴いただきます。

### 2 不法投棄現場土地の処分について

- (1) 処分の時期

令和 7 年度に実施予定（広く周知予定）

- (2) 土地に関する事項

#### 1) 対象の土地（岩手県差押土地）（所在：二戸市上斗米字小端地内）

■不法投棄現場跡地（資料 2 赤枠で囲まれた土地 地目：畑、山林）

○面積 約 15ha（合計 15 筆）

#### 【農地法関係】

現場跡地内の登記上の地目が「畑」となっている土地（合計 9 筆、約 8.2ha）については、二戸市農業委員会より令和 3 年 1 月に非農地であることが確認されているため、農地転用許可や、公売で買い受ける際に提出する買受適格証明書は不要。

#### 【森林法関係】

- ①森林法復旧命令の出されている土地があること（地番 334、23-22）

二戸市から現所有者（原因者）に出されているもので、植栽等により森林に戻すことが求められている。復旧方法については、二戸市農林課と調整が必要。

- ②地域森林計画の対象となっている土地があること（地番 334、23-22、342、349-1、349-2、351-1、351-2、320-1、315、50-3、296）

開発時に、開発面積が 1 ha 以上（太陽光発電施設の場合は 0.5ha 以上）となる場合は林地開発許可が必要。

■周辺土地（資料2 青枠で囲まれた土地 地目：山林、雑種地）

- 面積 約5 ha（合計8筆）
- 地域森林計画の対象となっている土地があること

2) 対象外の土地

対象の土地に囲まれて第三者土地（資料2 白抜き土地（地番333、350））及び複数人の所有による共有地（資料2 現場跡地の細い通路状の土地（地番356、357-1、359-1））がある。

- 現場跡地内 面積 約1.1ha（1筆：地番333）、地域森林計画対象
- 周辺土地内 面積 約0.8ha（1筆：地番350）、地域森林計画対象
- 現場跡地内共有地 面積 約5 ha（3筆：地番356、357-1、359-1）

(3) 現場内の残存物

現場内に以下の残存物があること。

- 既存建屋（資料2 紫色の表示）  
旧三栄興業の堆肥舎（差押え物件、公売対象）
- 鋼矢板（資料2 黒色の表示）  
県境に設置されていた鋼矢板について、地上露出部を撤去し、地中部分は埋設残置。50cm程度覆土されている。深さ20m程度。地中部分は岩盤と一体化していること、地下水の流況等を調製する役割があることから撤去困難。
- 選別施設建屋下の杭（資料2 ピンク色の表示）  
選別施設建屋の建設の際に、地盤改良のために打ち込んだコンクリート製パイル杭が、地下1m程度のところで切断されて、地中に残置（深さ17～28m、約200本）。
- 大型井戸に使用したライナープレート（資料2 オレンジ色の表示）  
現場内4か所に、大型井戸に使用したライナープレートが埋戻。
  - 大型井戸① 直径3.5 m 深さ17.5 m
  - 大型井戸② 直径14.0 m 深さ12.8 m
  - 大型井戸③ 直径9.0 m 深さ14.5 m
  - 大型井戸④ 直径3.5 m 深さ18.7 m

(4) 現地の測量

買受人が、土地取得後に実施する。

(5) 跡地処分に係る流れ（公売の場合）

- 1) 公売公告
- 2) 公売の入札・落札・売却決定
- 3) 落札者（買受人）が代金納付
- 4) 県が所有権移転手続き（権利移転費用は買受人の負担）
- 5) 買受人が取得した土地に関する関係法令の確認
- 6) 買受人が測量・土地境界確定
- 7) その他買請人において、必要な各種手続きを実施
- 8) 事業着手

## (6) インフラ関連

項 目		現在利用可能な設備	配管等の状況	(参考) 原状回復作業時の状況
①	飲用水	水道設備なし	なし	川又地区簡易水道からタンク運搬（飲用利用はなし）。
②	電気	なし	送電線（電柱）はあるため受電は可能	交流 3 相 3 線式、電圧 6,000 ボルト（周波数 50 ヘルツ）を引込み
③	汚水	なし	なし	トイレは汲み取り式
④	雑排水	なし	なし	
⑤	雨水	調整池	—	北及び南調整池
⑥	電話	なし	有線引込みは可能	有線引込み
		携帯電話	別途要確認	

## (7) その他

	項目	現状
水量等	1 水源（川、沢等）	1 近隣に沢等無し
	2 調整池の状況	2 南調整池 V=960 m <sup>3</sup> 、北調整池 V=640 m <sup>3</sup>
	3 降水量	3 1068 mm（二戸市の 2018 年～2022 年の平均）
	4 積雪量	4 相当の降雪量（データなし）
道路	1 接道	1 民有地が介在
	2 周辺道路の状況	2 町道等、幅員約 4 メートル、アスファルト舗装、砂利道
自然条件	1 風速	1 強風の時が多い
	2 土壌	2 透水性悪い（粘土質）
地理的条件	1 立地	1 公共交通機関はなし 車で浄法寺インター約 30 分、田子町役場約 30 分、二戸市役所約 50 分
	2 周辺の土地利用	2 森林、牧草地、畑

## 3 水質モニタリング結果について

資料 3 のとおり。

#### 4 跡地活用に係る意見等について

市民の代表者等により構成された「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ（平成 26 年度～令和 4 年度）」及び「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議（令和 5 年度～）」などで、これまでに寄せられている跡地活用への提案（実現の可能性を考慮したもの）は、次のとおりです。

- ・市民による植樹（森林再生）
- ・市民、小中高校生による花畑の整備（菜の花等）
- ・公園の整備

土地の利活用を検討される際には、このような地元住民の意見があることをご承知おきくださるようお願いいたします。

なお、土地取得後、不法投棄事案の伝承のための県による看板の設置と、設置場所の賃借について協議させていただく場合があります。

#### 5 青森県側の状況

- ・青森県では、現場跡地の環境再生を図るため、「自然再生」「地域振興」「情報発信」の 3 つの柱からなる「青森・岩手県境不法投棄現場跡地・環境再生計画」（平成 22 年 3 月策定）を策定。
- ・このうち「地域振興」については、現場跡地を有効活用していく観点から、選別ヤード跡地に民間事業者等が利活用できるエリアを設けた。
- ・現在、現場跡地において地下水浄化対策事業を行っており、実際に当該エリアを利活用できるのは当該事業終了後となる。

##### 【利活用エリアの状況・条件】

- ・住 所 青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内
- ・面 積 約 8,800 平方メートル
- ・電 力 なし ※現場入口付近（約 250 メートル先）に 6,600 ボルトの高圧線の配備あり。
- ・上下水道 なし
- ・都市ガス なし
- ・除 雪 なし（町道～現場）
- ・利活用可能時期 当該事業終了後
- ・その他 原則として土地使用料がかかります。

# 県境不法投棄現場及び周辺の岩手県差押土地と残存物



大型井戸① (直径3.5m)  
ライナープレート  
(地中に埋戻し済、現在更地)



大型井戸② (直径14.0m)  
ライナープレート  
(地中に埋戻し済、現在更地)

県境鋼矢板  
(地中に埋戻し済、現在更地)



建屋下の基礎杭(192本)  
(地中に埋戻し済、現在更地)



北調整池(1,518㎡)  
遮水シート



大型井戸③ (直径9.0m)  
ライナープレート  
(地中に埋戻し済、現在更地)



既存建屋 (堆肥舎)



南調整池(1,342㎡)  
遮水シート



大型井戸④ (直径3.5m)  
ライナープレート  
(地中に埋戻し済、現在更地)

岩手県差押土地 (二戸市上斗米字小端地内)

①	代執行現場	登記簿上の地目	森林法復旧命令	地域森林計画	筆数	面積 (㎡)	
①	現場内	畑 (R3年1月に二戸市農業委員会から非農地証明が出されている。) <sup>※1</sup>	無	無	9	81,988	
②	現場内	山林	有 <sup>※2</sup>	有 <sup>※3</sup>	2	27,645	
③	現場内	山林	無	有 <sup>※3</sup>	1	6,329	
④	現場内	山林	無	無	3	32,834	
⑤	周辺土地	山林 (50-3のみ雑種地)	無 (一部に出されていた命令はR5解除)	有 <sup>※3</sup>	8	49,891	
					合計	23	198,687

※1 農地法に係る制約：非農地証明書が発行された農地は、農地法第4条や農地法第5条の許可を受けることなく、宅地や山林などの現況地目に変更する登記を申請することが可能。  
 ※2 森林復旧命令有：土地所有者に出されている命令であり、植栽等により森林に戻すことが求められている(具体的方法等については、二戸市農林課に確認)。  
 ※3 地域森林計画有：開発時に、開発面積が1ha以上(太陽光発電施設の場合は0.5ha以上)となる場合は林地開発許可が必要。



## 水質モニタリングの結果について

### 1 計画

第85回原状回復対策協議会（R4.7.23開催）で承認された浄化の効果を確認し、地域の皆様の安心感を醸成するため、令和5年度～6年度の2年間水質モニタリングを実施。詳細は表1のとおり。

表1 水質モニタリング計画

項目	内容		
	区分	地点名	選定理由
採水地点	周辺表流水	直近の沢 No.1	下流への影響有無を確認するため、事案当初から測定していた地点であるため
		直近の沢 No.2	
		境沢上流	
	調整池	北調整池	
		南調整池	
	地下水	イ-9	区域⑦⑧⑨の最下流部
		イ-15	区域⑥の沢筋最下流部
		イ-16	区域⑤の沢筋最下流部
		イ-19	区域④の沢筋最下流部
H15-4		地下水流行方向下流南側での汚染拡散有無の確認のため	
頻度	年4回（採水月：採水不能となる冬期間を避けた5月・7月・9月・11月）		
項目	pH及び1,4-ジオキサン		
期間	2年間（令和5年度～6年度） ※万が一、環境基準を超過した場合には、関係者に協議し適切に対応する。		

※ 地点については図1及び図2のとおり。

### 2 結果

令和5年度～令和6年度に実施した水質モニタリングの結果は表2のとおり。全10地点において1,4-ジオキサンの環境基準超過はなかった。今後は令和6年9月及び11月に測定予定。

表2 令和5年度～6年度の1,4-ジオキサン濃度 (単位：mg/L)

区分	地点名	R5.5	R5.7	R5.9	R5.11	R6.5	R6.7	環境基準
周辺表流水	直近の沢 No.1	0.006	0.007	0.007	0.008	0.010	0.009	0.05
	直近の沢 No.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	境沢上流	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
調整池	北調整池	0.007	0.008	<0.005	0.007	0.005	<0.005	
	南調整池	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
地下水	イ-9	0.035	0.030	0.028	0.033	0.034	0.029	
	イ-15	0.018	0.017	0.019	0.023	0.016	0.013	
	イ-16	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.009	
	イ-19	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	H15-4	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

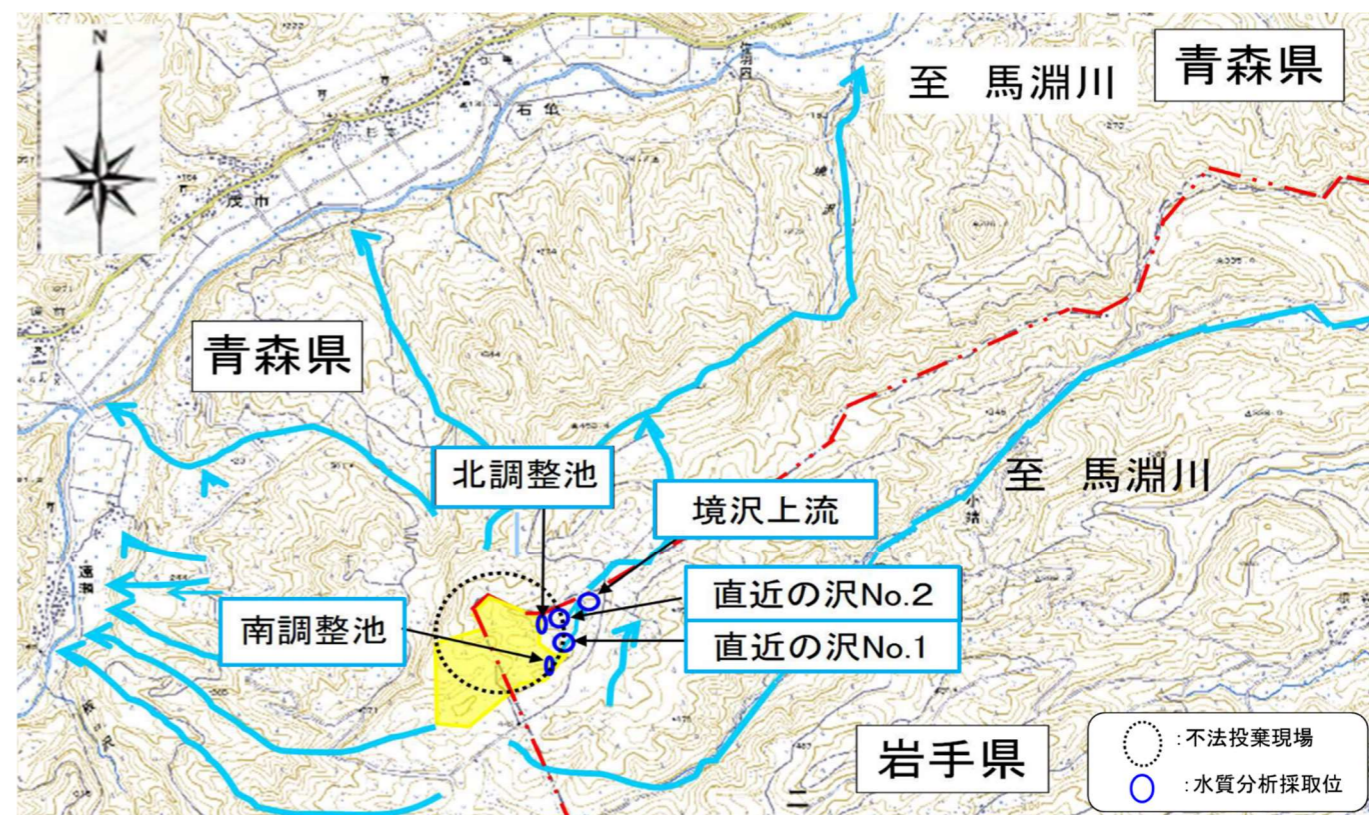


図1 水質モニタリング地点（周辺表流水及び調整池）

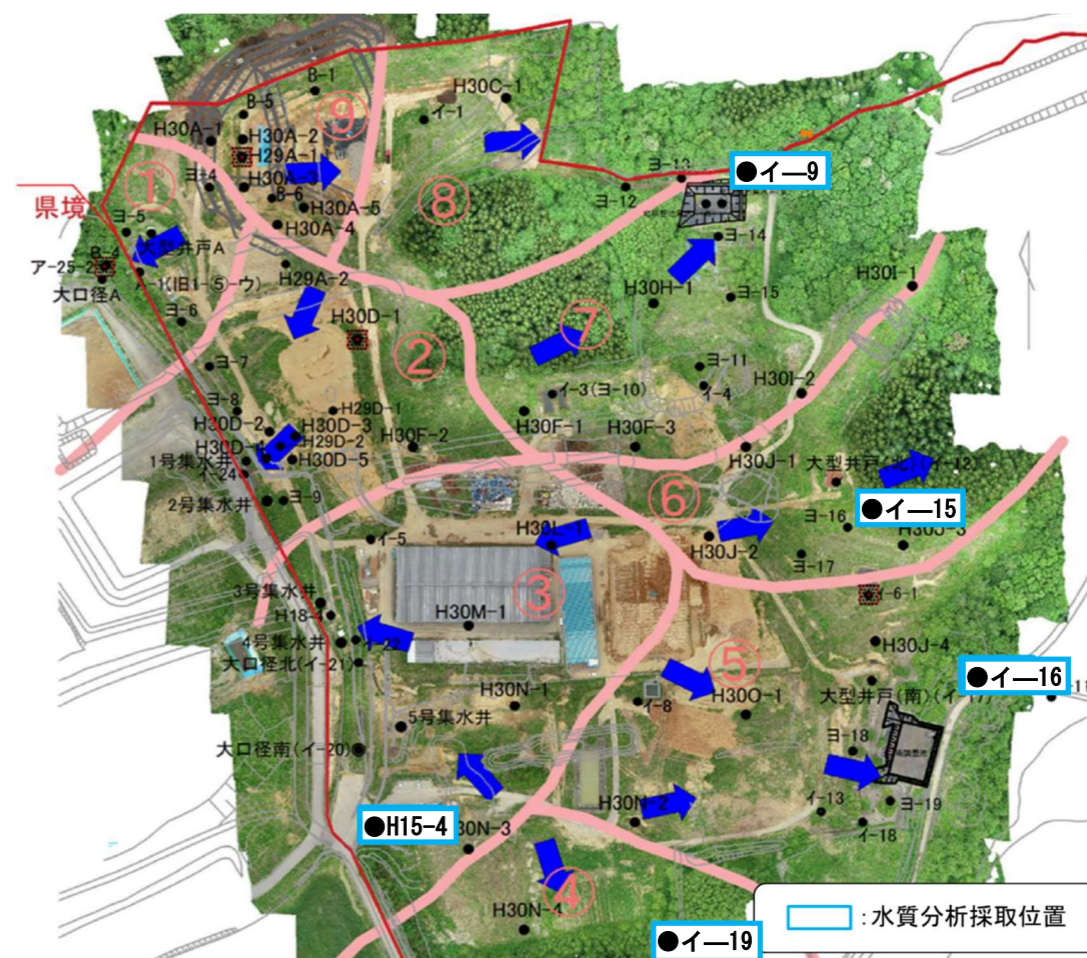
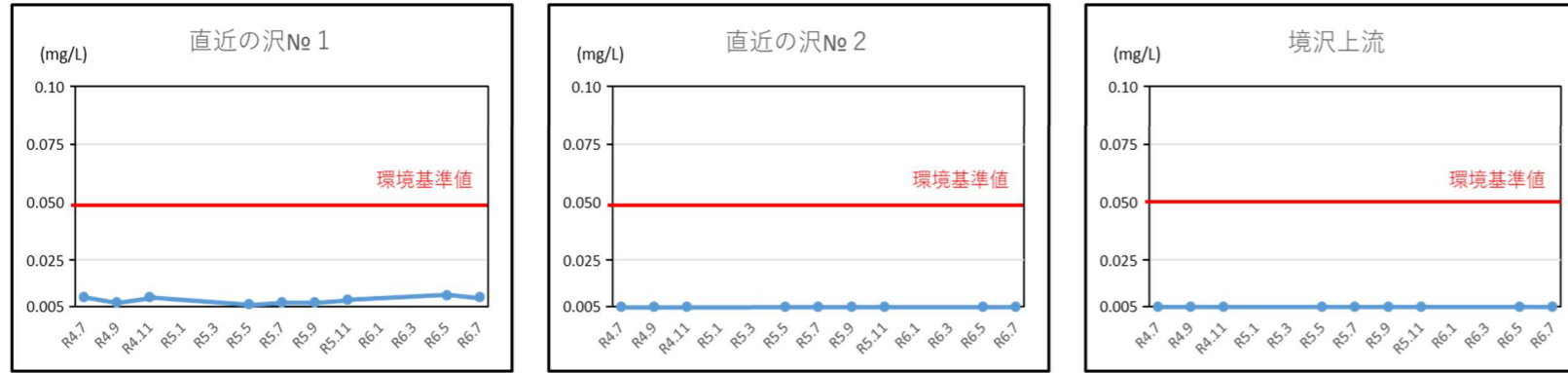


図2 水質モニタリング地点（地下水）

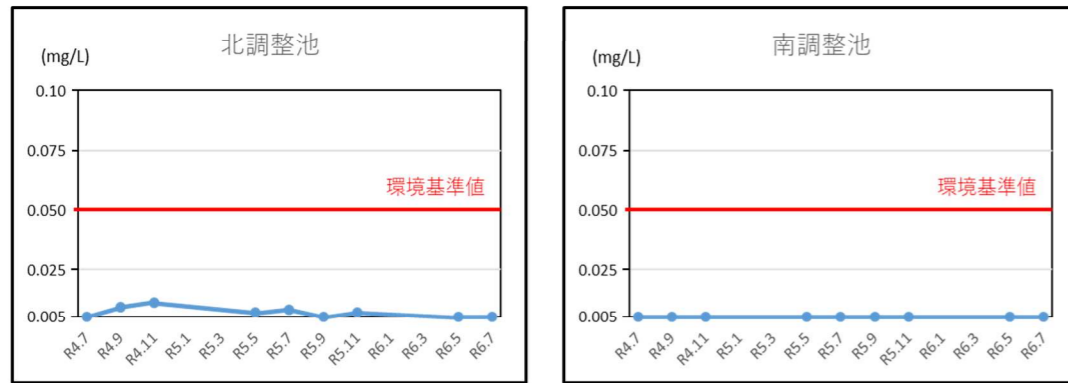
調査地点別1,4-ジオキサン濃度推移

1 周辺表流水



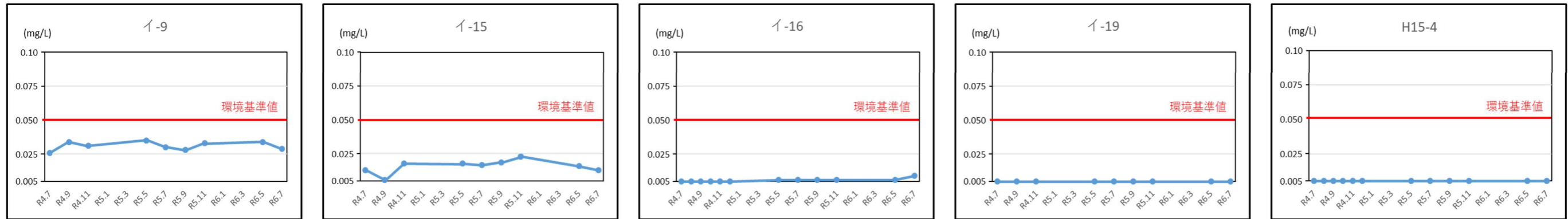
	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7
直近の沢No. 1	0.009	-	0.007	-	0.009	-	-	-	-	-	0.006	-	0.007	-	0.007	-	0.008	-	-	-	-	-	0.010	-	0.009
直近の沢No. 2	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005
境沢上流	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005

2 調整池



	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7
北調整池	< 0.005	-	0.009	-	0.011	-	-	-	-	-	0.007	-	0.008	-	< 0.005	-	0.007	-	-	-	-	-	0.005	-	< 0.005
南調整池	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005

3 場内地下水



	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7
イ-9	0.026	-	0.034	-	0.031	-	-	-	-	-	0.035	-	0.030	-	0.028	-	0.033	-	-	-	-	-	0.034	-	0.029
イ-15	0.013	-	0.006	-	0.018	-	-	-	-	-	0.018	-	0.017	-	0.019	-	0.023	-	-	-	-	-	0.016	-	0.013
イ-16	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	0.006	-	0.006	-	0.006	-	0.006	-	-	-	-	-	0.006	-	0.009
イ-19	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005
H15-4	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005